

日野町内でも実際にあった。

町内の高齢者宅に「水道、下水管の点検に来た」と親切そうな業者が訪問。その業者は水道メーターなどを簡単に見た後、ほかに見てほしいところがないか話を持ちかけた。その高齢者は、ちょうど床下が気になっており、何とかしたいと思っていたのでお願いした。業者は「床下の湿気がひどい、このままでは腐る恐れがあるので修理は早い方がいい」と言う。パイプにサビが出ているのでこれも―。次々に修理が必要と言い不安な気持ちにさせ契約。その日から着工して高額な金額を請求する。「契約したので払わなくては」と、おかしいとは思いつつも支払った。防災無線でそういう業者が町内を回っているとは聞いていたが、目の前の相手は、違うと思ってしまった―。

まちでは、水道や下水管などの点検を業者に依頼していません。知らない業者との契約は十分に注意してください。不明、不安な場合は、役場地域整備課（電話 72-2101）または実際に施工した業者に相談してください。

もし、契約してしまっても、自分がいい加減なところはないかと思ったらクーリング・オフ（解約の意思表示）をすること。解約期限が迫っているのであれば、一日でも早く業者に通知をしてください。中には契約解除できないものもありますので、時間に余裕があれば、消費生活センターに相談してください。

契約するときは、相手の言葉だけでなく契約書をよく読んで

で理解することが大切です。サインをするということは重大なことです。その後の人生を左右すると言っても過言ではありません。そのぐらいの自覚が必要だと思います。

悪質商法の被害に遭わないためには、決して他人ごとと思わず、自分のことのように注意すること。おいしい話には注意することです。「今、キャンペーン中で格安です」と言われても本当かどうか疑問です。世の中そう甘くはあ

りません。自分がいらないうつのであればハッキリと断る勇気が必要です。不安であれば、いつでも相談できる相手を作ること。もし、被害に遭っても一人で悩んでいては解決できません。「少額だから、自業自得だから」と泣き寝入りしないで、きちんと主張していきましょう。鳥取県立消費生活センターでは、専門の相談員がいますので、困っていることがありましたら、気軽に相談ください。

ています。実際に高額な温熱治療器を売りつけられた事例もあります。

ひとり暮らしの高齢者を狙う悪質な訪問業者もいる

被害件数の割合では目立ち

ませんが、高齢者を狙った被害も後を絶たしません。

最近の事例では「水道管を

点検しにきた」と言いながら必要のない清掃を行い、お金を払わせる。次は床下を見て、補強工事や除湿剤をまいたり、

高額な床下換気扇が必要と話をもちかけ取り付ける。一度支払うと業者はつけ込んでいきます。その後、高価な床下換気扇を次々に取り付け、1年間に10台以上も取りつけていく。強く断れない高齢者を狙っています。

そのほか、屋根瓦や雨漏りの工事をすすめる手口や電話勧誘の後、写真集が送られ、高額な金額を請求されるといふこともあります。

これらの商法は、一人暮らしの高齢者を狙うケースがほ

とんど。被害に遭う人は、相談できなくて一人で困っていることが多く、事実確認が遅くなることでどうしようもなくなってしまうています。

こういった場合は、業者が家庭を訪問し、その場で契約させるものがほとんどです。

訪問販売の場合、8日以内であれば、消費者が一方的に契約解除できる「クーリング・オフ」をすることができます。

泣き寝入りしないで早めに相談してください

ハッキリと断わり 悪質商法から身を守る

鳥取県立消費生活センター（西部消費生活相談室）



消費生活相談員総括主任
佐藤亜紀子 さん